

19.6 の記者会見
より。
知事の

NHK 上関原発の関係者
すれば本体着工をしなければ
埋立をしないといふのは
いといふか立場は
これからも今後も基本的
には変わらないといふこと
が認識をばろしい
しようか

知事 それは変わつてない
ですね、ほい。

よくある責任のなすり口で、もたれあ
の構造が二二にも……誰も責任を持
ためまゝ罪深い事態が進のられる。

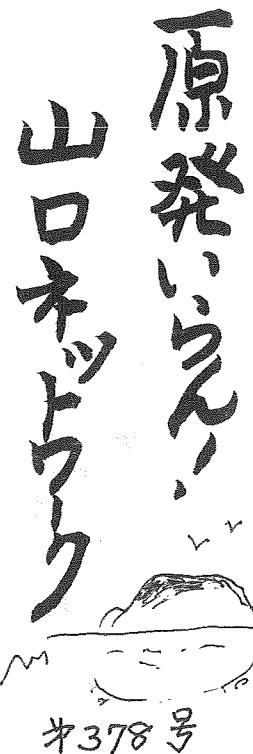
これ二かつの戦争と同じほどの

山秋真さん(岩波新書「原発をつくらせな
い人々」の著者)が文字起こされたもの
を、ネットからプリントアウトしました。
中電と山口県は、国が上関原発を「重要
電源開発地点に指定しつゝござるが
、埋立免許を許可せざるを得なり」
と言ひ、経産大臣は、「事業者と現地の
状況に変化がないれば重要な電源開発
地点の指定は維持する」といふ。

6/26 中電株主総会
朝9時、私たゞが中電前につくと、すでに「上関原発止
めよう」、広島ネットワークの皆さんが、街宣しながら
ビラ配りを始めこじけ強め。報道陣も歩道にいっぱい。
本館前には中電社員とガードマンが10数人立って
おり、空氣。報道陣も歩道にいっぱい。
向もなく祝鳥、上関の皆さんが大型バス一台ご到着
し、現場はいづきに湧き立つ。またたく間に「上関

次の集々

2019年6月9日の報告



2019年7月14日(日)14時5
場所 周南市総合庁舎地下
アリバウム

6月10日(月)中電は山口県に埋立免許の
再延長を申請。↓新聞記事です。
P⑥

↓ P⑦⑧

- 日時 6月 30日(日)【街頭宣伝】
- 10時00分~10時30分 周防大島町小松、「丸久大島店前」
 - 10時45分~11時15分 柳井市「大畠駅前」
 - 11時30分~12時30分 柳井市内 (昼食)
 - 13時00分~13時30分 柳井市柳井「トライアル前」
 - 13時45分~14時15分 柳井市南町一丁目「駅南公園前」
 - 14時35分~15時05分 平生町西浜「マックスバリュ前」
- 休憩15分
- 15時30分~16時00分 田布施町中央南「マックスバリュ前」
 - 16時20分~16時50分 光市「岩田駅前」
 - 17時10分~17時40分 光市島田「アルク前」
 - 18時00分~18時30分 光市「光駅前」

- 日時 7月 1日(月)【辻立ち11周年】
- 7時00分~ 8時00分 平生町国道188号角浜北交差点「ジョイフル前」
 - 8時00分~ 9時00分 ジョイフル平生店で朝食・交流会
 - 10時00分~ 15時 上関町内13か所
- 参加者による街頭からの訴えと「のぼり、手作り看板」などで呼びかける。
 - 街頭演説は、23カ所です。参加できる時間帯にご参加願います。(1)

「小中進さん、上関原発中止」

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町麻郷2208
Tel/Fax 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名 原発いらん! 山口ネットワーク
作製・印刷
周防灘の自然を守る会
三浦 翠

みんなの海を
守ろう!
ボーリング調査は
決して許さん!

私(三浦)は、ずっと外にいた。広島の人々、福島の人々と
久しぶりの情報交換、ふらやべり、ビラ配りをした
が、総会に参加した人々の報告は、

- 「原発のリバース、新設は考えてない」という
閣議決定があるのに、なぜ上関の埋立免許延長
を求めるのか」とせまつても、中電は「2050年」のベース
ド電源になつて、CO₂を出さない、原発の電力は
安価があるので、常套句を繰り返すのみ。
- 清水社長は、原発につづく異様にやる気を
見せていた。
- 島根原発反対運動を長年続けて来られた原
さんは、云々質問はございませんが、フルサマルの
便用清液、燃料はフルジ30年間保管し続けな
ければいけないのに、それをどう考えておられるか、
原発を稼働させれば、フルジの事故のようだと
年帯に起つ得る。だからこそ世界は自然エネルギー
やへと舵を切つこいるのに、
今現在、折角、原発の電力ゼロの中電が、なぜ
原発に深入りしようとするか。

6月30日(日) 10時～18時	小中進、上関原発いらい 街頭宣伝 周防大島、柳井、平生、田布施、光	街頭ご。	(連) 0820-55-6291 携-090-8996-8378
7月1日(月) 7:00～8:00	小中進さん立ち入り周辺 平生町国道188号角浜比 交差点、ショイフル前 その後10時～15時上関町内 13ヶ所ご。	街頭ご。	"
7月4日(木)	参議院選告示		
7月6日(土) 14:00～16:30	総かき行動山口	カキエンテ山口	
7月10日(水) 11:40～	朝鮮学校に補助金を 復活させよう。	県庁前広場	
7月14日(日)	原発いらん!山口ネットワーク 例会	周南市総合庁舎 チヂムホール(7F)	(連) 0820-55-6291 小中
7月20日(土) 10:00～	四団体会議 上関町へのヒューラヘル	上関町道駅 海側の空地	(連)
7月21日(日)	参議院選投票用紙		

19
6/19
日

上関町長5選不出馬

原発推進「気力持つか迷い」

山口県上関町の柏原重海
町長(69)は18日、任期満了
に伴う町長選(6月3日)告
示、8日投票権に立候補
せず引退すると表明した。
中国電力上関原発建設の推
進の立場で現在4期目。既
に「個人的には今期で辞め
たい」としていたが、支援
者からの続投要請で最終判
断を猶豫していた。
この日の町議会一般質問
で柏原町長は「次の4年間
気力が持つか迷いがある
中、立候補するのは町民に
失礼だ」と説明した。
上関原発は2011年3月の福島第1原発事故後に
準備工事が中断。国のエネ
ルギー基本計画にも新増設

は盛り込まれず見通しが立
たない。今任期は原発に頼
らない自主財源づくりとし
て風力発電事業にも取り組
んでいた。柏原町長は議会に
て「推進のためすべからくは
後、原発計画について「推
進のためすべからくはし
た。動かないものを期待し
ても仕方ない」と答えた。
町長選を巡つては198
年に原発計画が浮上後、
10回とも推進派が当選。前
回15年は反対派が擁立を見
送り、柏原町長が無投票で
4選を決めた。風力発電な
どに取り組む柏原町長には
反対派からも評価の声があ
り、続投なら無投票の公算
も出ていた。

(堀晋也)

中国5県連絡会議常任幹事会 (6/1・三次市)

<<各地の報告>>

島根・鳥取: 島根原発関係、知事選・県議選関係報告

岡山: 人形峠、廃棄物取り扱い関係報告

山口については、県議選結果、6月上旬の中電・県申し入れ、重要電源開発地点に関する国への質問の件について当方わかる範囲=前回例会までの情報を報告致しました。

<<今後の活動>>

<島根原発: 立地島根・隣接鳥取、避難計画避難先岡山・広島>
・避難者受け入れ自治体(各市町村)への要請継続…話をすると担当者が「その様な話は知らなかつた」となる事が多い。

・リーフレットの活用

・複数市での住民投票実施の動き: 前準備(宣伝等)の重要性、資金の援助(特別カンパ等も検討)

<上関計画>

・埋立免許期限切れ(の前の中電・県への申し入れ)対応 の後

<<連絡会議総会>>

・11/9(土)-10(日)、松江市、内容はまず島根にて今後詰める。

<<役員等改選>>: どうすべきか今後の課題

<<情報の発信と取り扱い>>: 各地の情報の不足。「相手側も見て
いる」という認識の上での情報発信の必要性

<<その他>> 松江で行われた「自分ごと化会議」の問題点
記載内容に間違いは無いと思いますが抜け有りましたなら誠に申し訳ありません。

■ 例会の報告 (6/9)

・ 東古島市・田布施、光、下松、周南・宇部

・ 小中代表より。

昨日は宇部市民の公の旨をとつて、祝鳥へびわ狩りに行きました。船は瀬戸内子供たちもたくさんいました。シーカヤック隊の原君にうるうるーともいふになりました。

お現地のようす。

午後四国体会議のあと田の浦の現地へ行きました。

駐車場から浜へ下る道は草がのびて大変でした。浜の現地も草ぼうぼうで警備員が一人居るだけ。沈砂池も草に埋もれ、浮水器も半分草に埋もれている。

ボーリングは二つの間にか終つて槽は撤去され

ていた。追加調査で掘った横穴の排水口のポン

フの音だけがしてた。

埋立海域を示す海の灯浮標が新しくなった。何基か流されたく、われたりしてたのが新しくなって、ちゃんとXのマークがついた。

6/5	署名 65,978
午前	を携えて上関原発を建て させない県民連絡会
	が、県へ埋立免許の延長 を認めないよう申し入れをした。

祝鳥の清水敏保さんから「上関原発問題が起つてもう37年もたつて、山口県は原発計画を認めたがほし」。

同じく祝鳥の山根さんからは、「上関原発開発地元といつありまじなものも根拠に、原発をつぶらせるのはやめもらいたい」との発言があつた。

県は——上関町議会が原発をつづってくれと言つて、このことを尊重する。

中庭が埋立免許の延長を申請すれば、これを認める。県議会は埋立免許は維持されずれることはない。と答弁。

お上関町議会が原発を作らせてと言つておそつ。

お上関町議会が原発を作らせてと言つておそつ。それは、中電が上関町に当初から立地事務所を構えて、多くの社員を常駐させ、原収や選挙二十番など、あととあらゆる形で隣の方策を作つて来た結果でしかない。県は、その事実を知つてはすなのに見て見ぬふりをする。

お上関町議会が原発を作らせてと言つておそつ。これは、中電が上関町に当初から立地もはつてと反対をしてるに、県はこれも尊重しない。

お上関原発がつく日まで上つて来たのは祝鳥の人達が、漁業補償金の受け取りを今日まで拒否し続けてるから。

「公有水面埋立法には『埋立事業者が埋立免許を得ても、埋立ご損害を受ける者に補償しなければ埋立工事に着手不得』(第10条)という規定がある。(3)」

山口県は、県民である祝鳥の人達の意見を踏みにじり漁業権を侵害し続けてる。

6/7	申電へ、「上関原発埋立て免許の延長申請 を行わない」と求める「申し入れを行つた。
	中国5県から3団体が賛同、12名が参加。

山口がからは、小中と、「上関原発のない未来を、柳井地域の命」の中原さんの2名が参加。

申電は、2030年に電力の20.52%を原発じよがなう という政府の方針に従えば、新規原発が必需要 になるのに上関原発計画は進める、といつもの答ひ。
鳥根の1号機は廃炉、2号機は再稼働をめぐ る、3号機も稼働させるといつ。

お中国電力が共同漁業権管理委員会と、漁業補償契約を結んだのは2000年6月27日。
すでに20年近くが経過している。民法によれば、消滅時効は10年です。

● 次回の小団体会議は、7月29日となつた。が、当日は「上関水軍まつ」のため延期となりました。

2ヶ月に一度の集会では、上関町の沿いの駅のうらの山陽に集つて、上関町へのビーチuggyをしました。ネットワーク担当は田代凶と決まりました。

田代のや西脇さんもせんかさん、河原さん、寺内さん、駐車場の店に新しく入った方が原発反対だとして、行けばお会いできるかもしれません。

● 上関町長選について、令月9月3日告示、9日投票です。

6/19・現・柏原町長は不出馬を表明しました。
新聞記事⇒P(2)

● 3/23県民大集会の会前報告が出来ました。

なんとか50万円くらいの縫越金が出ました。

祝鳥へのカンパはかなりまとまっています。
アメリカの臨界前核実験に対し、トランプ大統領への抗議に賛同しました。

ヒバクニ世の公からのおびかけです。

● 東京電力3人の重役への刑事裁判。
福島の事故の
訴訟は、このも責任を認めようとしない3人への
判決は、

2019年9月19日 13時5分から
東京地裁です。

● 6/1 中國5県連絡会議の幹事会がありま
した。山口県の幹事、十葉さんからの報告が
す。
→ P(2)

本の紹介 東電刑事裁判2

明らかになつたこと

予兆回避可能だった
原発事故はなぜ起きたか！ 海渡雄一著

A5判 96頁+シ 1000元
彩流社出版

27回公判までの経過
新たに判明した事實
を徹底解説！

裁判のこと

● 増立免許差し止め裁判（山口・山陽真夫と
祝鳥の漁民）は、山口地裁で原告適格なしの判
決が出た。祝鳥高裁に控訴。

2019年10月17日木 14時
上関原発再稼働差止め裁判（岩国支那部）
控訴審（ヤクシキ）（太田高裁）
2019年9月6日金 14時
伊方原発再稼働差止め裁判（岩国支那部）

● 上関原発用地理立禁止住民訴訟
控訴審（ヤクシキ）（太田高裁）
2019年9月6日金 14時
伊方原発再稼働差止め裁判（岩国支那部）
控訴審の日程
は？

2019年10月17日木 14時

● 「自然の権利裁判」控訴審の日程
は？

● 増立免許差し止め裁判（山口・山陽真夫と
祝鳥の漁民）は、山口地裁で原告適格なしの判
決が出た。祝鳥高裁に控訴。

6月10日に一回目の控訴審が行われ、山口真夫が
意見陳述。「鳥」の生活、私の子ども達を守る
責任があるのだ（原告を攻撃するにはどうだ）と
（祝鳥の溝田一哉さんとの取扱い）
裁判所は、「被曝」や「被ばく」へ理解を主張した。
これに対し、知事側は、「そこまでいきません」と然でロード。
しかし、こうした主張に知事らの方針が透けて見
えると田代によると、
「これに対する新增設を国政府が認れば、
金には二破算といつわざはない」と。
しかし、それは、戦争責任然り、「世人への毎日流とも言つ
べく考ふべきである。今こそ立ち止まは餘のな
いこと史が証明している。（小畠太洋の報告書）

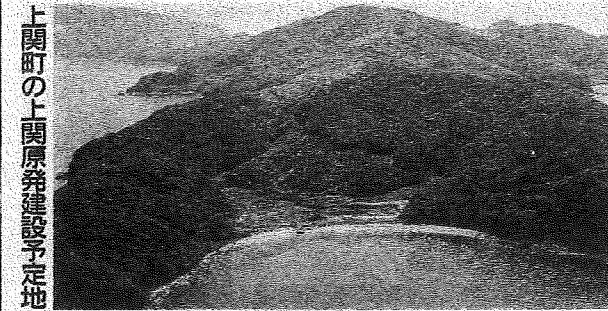
● 6/13、「伊方原発再稼働差止め裁判」では、62歳ほほ主婦の吉木京子さんが感動的な、力強い意見陳述を
されました。
↓ 裁判前にのせます。

計画免許
上関原発立地埋め

196.11.中口

4度目の延長申請 中電、山口県に23年1月まで

中国電力は10日、山口県上関町で計画する上関原発の建設予定地の海の埋め立て免許の期間を現在の3年6カ月延長し、2023年1月までとする申請書を提出した。活断層の有無を調べる海上ボーリング調



査をするため、来月までの期限内に工事ができなかつたとして理由とする。延長申請は4度目となる。中電は海上ボーリング調査にかかる約6カ月と埋め立ての工期約3年と合わせ3年6カ月を申請。海上

ボーリング調査は7年以来で、今回は陸上から200m以西側の水深約13mの海底を60㍍掘る計画だという。中電は17年以降、予定地の断層が活断層か調べるために断層地をボーリング調査。精度を高めるには海上ボー

原発への見解示す時

解説

上関原発の公有水面埋め立て免許を巡り中国電力が山口県へ4度目の延長申請を出した。村岡副知事は「要件を満たせばボーリング上認め」と淡々と判断する意向だが、福島第1原発事故を機に新增設を疑問視する声は多い。県は、法律論の枠を超えて原発どじう同様の抗議行動も辞さない構え

うのか見解を示す時期では

ないのか。村岡知事は2010年8月、前知事時代から可否判断を先送りしていた免許を8年ぶりに許可。根拠としては国の大要電源開発地點の指定の有効性だった。村岡知事は今回の申請でも(1)同開発地點の指定が有効であり、引き続き土地需用があるか(2)免許期限内に工事を進められなかった理

由の合理性を審査基準に挙げる。「この要件を満たせば『法律上、許可しないといけない』と説明する。一方、国のエネルギー基本計画に新增設は明記されず方向性は不透明だまま。上関原発の開発地點の指定は05年。県の最初の免許許可も08年であり、いずれも11年3月の原発事故以前の手続きだ。「3・11」が起きた今、単なる法的手続きをだけで済ますのは、県政を預かるリーダーの姿勢として十分といえるか。

中国の申請のタイミングも疑問が残る。「この日は上関原発を巡る訴訟が広島高等裁判所の大庭川総所長は「より安全安心な発電所の建設に向け、海上ボーリング調査を実施し、できるだけ早く準備工事を再開できるよう取り組む」とした。

(余村泰樹、佐藤正明)

これを受け村岡副知事は「要件を満たせば許可しない」とする。延長申請は淡淡と受け止められるしかない」とした。柏原市長は「國の方針が定まらない段階であり、埋め立て免許を巡っては取り消しを求める訴訟が同市祝島の漁業者たちから起きており取り組む」とした。

上関原発海域掘削申請へ

196.13.13(木)

中国電、県に8月にも調査開始

山口県上関町での上関原発建設計画を巡り、中国電力(広島市)は、予定地の埋め立て海域でボーリング調査を実施する許可を、近く県に申請する方針を明らかにした。許可されれば

フフシツの事故が、新規原発への規制基準へは大きくあるはず、との新規制基準がまだ手つかずなのに、「何をやり、してボーリング調査をするといふのか?」根拠がない。

報道の自由 日本に懸念

国連報告者 沖縄でも圧力と批判

【ジユネープ共同】言論と表現の自由に関する国連のサービス・ケイ特別報告者は26日、国連人権理事會に日本に関する新たな報告書を正式に提出した。日本

は、その新規制基準がまだ手つかずなのに、「何をやり、してボーリング

調査をするといふのか?」根拠がない。

記者会見で批判的な記者

が質問をした際、当該者が記者クラブを通すなどして公然と反論する「掲載」

「新聞や雑誌の編集上の庄

」と述べたとした。日本

政府が放送局に電波停止を命じる根拠となる放送法

4条は効力を持ち続けてお

り、事実上、放送局への規

制が強まっている

ことによって表現や報道の自

由が制限される現状を指摘する。

ケイ氏は頭髪脱毛症で「世界に記者への嫌がらせや脅迫などが相次ぎ、メディアへの規制が強まっている」と述べ、表現や報道の自由

が「世界の標準」としての位置づけられないとした。日本

は、その新規制基準がまだ手つかずなのに、「何をやり、してボーリング

調査をするといふのか?」根拠がない。

記者会見で批判的な記者

が質問をした際、当該者が記者クラブを通すなどして公然と反論する「掲載」

「新聞や雑誌の編集上の庄

」と述べたとした。日本

政府が放送局に電波停止を命じる根拠となる放送法

4条は効力を持ち続けてお

り、事実上、放送局への規

制が強まっていることによって表現や報道の自由

が「世界の標準」としての位置づけられないとした。日本

は、その新規制基準がまだ手つかずなのに、「何をやり、してボーリング

調査をするといふのか?」根拠がない。

記者会見で批判的な記者

が質問をした際、当該者が記者クラブを通すなどして公然と反論する「掲載」

「新聞や雑誌の編集上の庄

」と述べたとした。日本

は、その新規制基準がまだ手つかずなのに、「何をやり、してボーリング

調査をするといふのか?」根拠がない。

世耕

電源立地地域対策交付金についても、重要電源地域指定と同様に、事業者である中国電力が持っている計画や、地元自治体のおかれた状況に変化がないわけです。また、事業者から重要電源開発地点の指定の解除の申し出がないなかで、交付を終了する事情はないと考えています。そのなかで敢えて申し上げれば、震災直後の2011年度、あるいは民主党政権下で、革新的エネルギー環境戦略なるものが策定され、原発ゼロが打ち出された2012年度においても、上関地点に置ける原発交付金は継続していた。なぜそのとき止めなかったのか、というのは逆にお伺いしたいくらいですけども、ですので我々は、2013年度以降も、その扱いに変化がないという状況が続いている、ということだということは申し添えておきたい

宮川

少し過去のことも聞きましたが、しかし気がついたときにシッカリやるというのが大事だと思います。今ちょうどこれから、埋め立ての認可を延長するかどうかの議論があるわけですから。もう一度お伺いします。なぜ、新設しないと言っているのに、お金がこのまま。。。これ延長されたら、お金が出続けるわけです。いま、気がついている訳です。もう一度お伺いします。もしかして、本当は、新設するというような密約があるわけですか。あるいは、安倍総理の山口県だからお金が落ちるようになっているんですか。そうじやなかったら、理由がなくないですか？ 新設しないと言っているのに、なぜ重要電源開発地点が解除されなくて、毎年毎年お金が落ちるんですか。もっと国民に分かりやすくお答えいただけますか

世耕

何度も同じお答えになりますが、原発については現時点において原発の新增設、リプレースというのは、政府としては想定していません。今ご指摘の交付金については、重要電源開発地点の指定と同様に、事業者である中国電力が持っている計画や、地元自治体のおかれた状況に変化はありません。また、事業者から重要電源開発地点の解除の申し出がないなかで、その交付を打ち切る理由はないと考えていますし、民主党政権下で原発ゼロが打ち出されたときも、この交付金は支払われ続けていたわけあります

宮川

改めて、その説明、国民は理解しないと思います。怒ると思いますよ国民は。そして、気がついたときにシッカリ直していく。いま、気がついている訳ですから、直していくということを申し上げたい

「重要電源開発地点の指定」のことで経産省・規制委員会と面談

報告者：上関原発の根っこを見る会 上里恵子

参加者の所属団体：住民訴訟の会（3名）、山口県議（4名）、

上関原発どうするネット（3名）、原子力資料情報室（2名）

日時：2019年6月7日 13:00～15:30 場所：参議院議員会館地下103号室

面談時の「質問内容」は前号に記載していただいた通りです。

面談時の説明で判ったこと（経産省・係官4名）

- 1) 新規原発をエネルギー基本計画で想定しなくなった理由
：再稼働のための安全審査最優先で審査しているため。（廃炉以外既存炉が36基ある）
- 2) 「重要電源開発地点の指定」は引き続き有効で、事情の変化がない限り解除を考えない」とある。福島第一原発事故は、事情の変化に当たらないのか？
：事情の変化とは「事業者が取り下げる」「地元の意向に変化がある。」こと。
- 3) 4) 不新設原則と「重要電源開発地点の指定」の《運転を開始した日まで指定》とは矛盾しているのではないか？
：不新設原則は政府の方針、「重要電源開発地点の指定」の解除は事業者の意向。
・上関は新設。
- 5) 上関原発の「重要電源開発地点の指定」の解除方法は？
：解除を考えていない。

*その他、遺り取りの中で

- ・「重要電源開発地点の指定」と交付金とは関係ない。
- ・「運転開始まで指定」の項目は、告示（官報掲載）に当たるもの出せば改訂可能

*面談後 再質問に対する回答

『重要電源開発地点の指定』に何ら変わりはないとの電力基盤整備課長の文書には、課長印も無く、文書番号も無い。これは経産省あるいは国政府としての回答なのか？
：「重要電源開発地点の指定」を所管する立場から回答している。

面談時の説明で判ったこと（規制委員会・係官2名）

上関原発計画が、規制委員会でどのような位置付けになっているかが判った。⇒【放置】

- ・「設置許可申請書」が2009年12月に原子力安全・保安院に提出されたままである。
- ・規制委員会としては、新基準もできていないし、審査チームも無い。
- ・中電が審査を望むなら、①全く申請書を書き直す②現申請書に補正を上書きして提出。どちらもしていないので、審査の仕様がない。
- ・県からも「今どうなっているか」などの問い合わせも無い。
- ・中電の「設置許可申請書」は、5回の審査を受けているが、その審査内容を見られたことはあるか？ 無い。読む値打ちも無い。現在の提出書面は、今の基準に合わない。

「重要電源開発地点の指定」が《運転を開始した日まで指定》の条文を持つ問題点を、次号で扱います。（上里恵子）

196 18中口
管理期間や責任明確化を
国の放射線審議会は17日に
会合を開き、東京電力福島第
1原発事故に伴う福島県内
の除染で生じた汚染土を公共
の方針について議論した。専
門家の委員からは、管理を統
一する期間や、再利用した現場
で異常があった際の責任の
明確化を求める指摘が相次
だ。福島県内汚染土は既に約
1400万立方㍍と膨大な量
が発生しているため、環境省
は放射性セシウム濃度が1
㏃/㎠の基準を設けたとしている。福島県南相馬市で行つた
実証試験で、一定の安全性が
確認されたとしている。委員からは、「道路などに再
利用した場合は100年、2
00年先までずっと管理を
続ける必要がある」としてい
る。福島県は「道路などの
環境負担のどちらが責任を
負うのか」「敷設が発生して
しまうのか」との指摘が出た。
環境省は「管理終了後につ
いては、今後検討を深めな
い」と答えた。環境省のど
ちらが責任を取ると場
合は「管理終了後につ
いては、今後検討を深めな
い」と答えた。

自分がほんせん大きな問題。本当に泣きたくなるよ。

目からウロコの“日米関係” 安部宏治 対米従属から脱却するために

矢部 宏治
対米従属から脱却するために、
いま日本がやるべき「3つのこと」
これができない政治家は
退場せよ！
講談社（抜粋）
2019年5月19日



同じ敗戦国のドイツやイタリアにできたことを、なぜ私たち日本だけができないのか——。先日沖縄県が「他国地位協定調査について」という報告書を公表すると、そんな疑問の声が上がった。

たしかに第2次大戦後、ドイツとイタリアは、日本と同じくアメリカとの軍事同盟のもとで主権を失っていた。しかし、米軍機の事故をきっかけとした国民世論の高まりを背景に、両国は正常な主権国家の道を歩んでいるからだ。

「横田空域」「日米合同委員会」「日米地位協定」……アメリカによる“支配”はいったい、いつまで続くのか？

いまから5年前、衝撃のベストセラー『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』で、対米従属の法的な構造をあきらかにした矢部宏治氏が、同書の文庫化を機にその解決策を提示する。

日本の戦後史には、いくつかの盲点がある。

今回、自分が書いた本の解説を書くという、めったにない機会をあたえてもらったので、私が過去8年間にわたっておこなってきた日米密約研究のまとめを、日本の戦後史に存在する「3つの盲点」という観点から、できるだけ簡潔に説明してみたい。

「横田空域」「日米合同委員会」「日米地位協定」など、私がこれまでずっと本に書いてきた、あまり

に異常な「戦後日本」と米軍の関係は、いまでは地上波のTV番組でも取り上げられ、かなり多くの人に知られるようになってきた。

しかし、ではいったいなぜ、世界で日本だけがそうした異常な状況にあるのか。

5年前に書いた本書では、その問い合わせ『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』というタイトルによって表現されている。以下、当時の自分に向かって報告書を書くようなつもりで、その問い合わせに答えることにしたい。

安保条約はアメリカの軍部が書いた

まず、問題は大きく2つに分かれる。

- (1) なぜ、これほど異常な状況が生まれたのか
- (2) なぜ、これほど異常な状況が続いてしまったのか

この(1)の問題をあっけなく説明してしまうのが、下の人物だ。カーター・B・マグレーダー陸軍少将。彼が日本の戦後史における第1の盲点である。



おそらく彼の名前を聞いたことがある人は、ほとんどいないだろう。だが「戦後日本」という国家にとって、実はこれほど重要な人物もない。というのはこのマグレーダーこそが、現在まで続く、日米安保条約と日米地位協定の本当の執筆者だからである。

ではなぜ他国との条約を、本来の担当であるアメリカ国務省ではなく、軍人が書くことになったのか。その理由は旧安保条約が調印された1951年の、前年(1950年)6月に起きた朝鮮戦争にあった。

この突如始まった戦争で米軍は当初、北朝鮮軍に連戦連敗する。その後も苦戦が続くなかに米軍は、それまで一貫して拒否していた日本の独立(=占領終結)を認める代わりに、独立後の日本との軍事上の取り決め(安保条約)については、本体の平和条約から切り離して軍部自身が書いていい、朝鮮戦争への協力を約束させるような条文を書いていいという、豪腕外交官ジョン・フォスター・ダレスの提案に合意したのだった。

なので先の(1)への答えは非常に簡単だ。日米安保条約や地位協定は、もともとアメリカの軍部自身が、平時ではなく、戦争中に書いた。だから米軍はとて徹底的に都合の良い内容になっているのは、極めて当然の話なのだ。

その取り決めの本質は、下の旧安保条約・第1条のなかにすべて表現されている。

旧安保条約・第1条 (1951年9月8日調印) (要約)
「アメリカは米軍を、日本およびその周辺①に配備する②権利を持つ」

この②の部分が日本の国土の「自由使用」、①の部分が「自由出撃」(日本の国境を自由に越えて行う他国への攻撃)を意味している。その2つの権利を米軍は持つということだ。

そしてこの短い条文が意味する具体的な内容を、条文化したものが、安保条約と地位協定(当時は行政協定)、そして無数の密約なのである。

いうまでもなく、そうした国家の主権を完全に他国に明け渡すような条約を結んでいる国は、現在、日本以外にない。つい最近、アメリカに戦争で負けたイラクやアフガニスタンでさえ、米軍がそれらの国の許可なく、国土の「自由使用」や「自由出撃」をおこなうことなど絶対にできない。戦争でボロ負けしようと、占領が終われば国際法上の主権国家なのだから、それが当然なのである。

インチキだった安保改定

ところが日本だけはそうなっていない。その理由もまた、ひとことで説明すると、安保改定がインチキだったからだ。

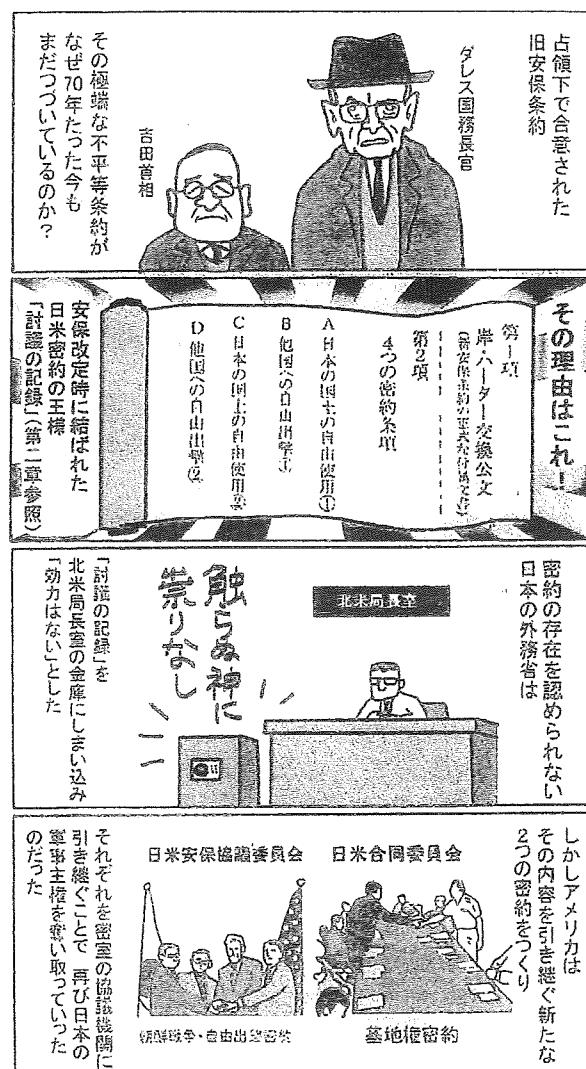
1960年に「対等な日米新時代」をスローガンにして岸首相がおこなった安保改定により、事実上の占領状態はなくなったと日本人はみんな思っている。ところが岸は安保改定交渉が始まる前年に、訪米し、アイゼンハワーとの首脳会談で、次の内容に合意していたのである。

「日本国内の米軍の配備と使用については、アメリカが実行可能な場合はいつでも協議する」(部分)
(会談後の共同声明 1957年6月21日)

上記の旧安保条約・第1条に書かれた、「日本の国土の自由使用」と「自由出撃」という植民地同然の権利。それが安保改定後もそのまま存続することが、このとき確定した。というのも岸による安保改定の目玉は、米軍の自由な軍事行動に日本側が制約をかける「事前協議制度」の創設にあったのだが、その「事前協議」の本質が「米軍がやりたくない場

合はやらなくていい」ものだということが、ここで合意されてしまったからである。

その後結ばれた新安保条約、日米地位協定と、その他無数の密約は、やはりこの共同声明の1行を、細かく条文化する形で生まれたものといつてよい。そしてその過程で、日本の戦後史における2つの盲点が生まれる。下の漫画の2コマ目にある「討議の記録」という名の「密約中の密約」である。



これはいわば先の共同声明の内容(事前協議制度の空洞化)を、ABC D 4つの具体的な密約条項に書き換えたものといえる。漫画にあるように、AとCが日本の国土の自由使用、BとDが日本の国土からの自由出撃についての密約である。新安保条約調印の約2週間前(1960年1月6日)に藤山外務大臣によってサインされている。

冒頭の「(2)なぜ、これほど異常な状況が続いてしまったのか」という問い合わせへの答えは、この密約文書ひとつですんでしまう。ひとことでいうとこの密

約は、旧安保時代の米軍の権利は、ほぼすべてそのまま引き継がれるという内容の密約だからだ。

ところがこの「日米密約の王様」ともいべき最重要文書のことを、やはり日本の官僚もジャーナリストも、ほとんど知らない。その理由は外務省が長らくこの文書の存在を否定し続け、2010年によくその存在を認めたあとも、一貫して文書の効力を否定し続けているからだ。

新たに切り出された2つの密約

昨年、この「討議の記録」について改めて調べ直したとき、非常に重大な発見をした。それが本稿最後の「3つ目の盲点」である。

この「討議の記録」というあまりに重大な密約文書を、岸が次の池田政権に引き継がなかつたため、その後、池田政権の大平外務大臣と外務省は大混乱におちいることになる。

ここで注目すべきは、上の漫画の3コマ目にあるように、外務省がこの密約文書を北米局長室の金庫にしまい込んでその存在を隠蔽する一方、アメリカはそこからAとCの内容を切り出した「基地権密約」と、BとDの内容を切り出したような「朝鮮戦争・自由出撃密約」という2つの密約文書をあらかじめ別につくっておき、同じ1960年1月6日に藤山外務大臣にサインさせていたということだ。

その後、それら新たに切り出された2つの密約が、漫画4コマ目のとおり、安保改定後の「日米合同委員会」と「日米安保協議委員会（現在の「2+2」）」の議事録に、それぞれ編入されたことがわかっている。

だが、なぜそんなことをする必要があったのか。

誰もきちんと安保条約を読んでいなかつた

その間の経緯を検証するなかで気づいたのが「3つ目の盲点」、つまり「新安保条約・第6条後半」の持つ異常性だ。まず次のページの条文を読んでほしい。

旧安保条約・第3条（要約）
「日本における米軍の法的権利は、両政府間の行政上の協定で決定する」

↓
新安保条約・第6条後半（要約）
「日本における米軍の法的権利は、日米地位協定及び、合意される他の取り決めで決定する」

自戒を込めて告白するが、たった5条しかない旧安保条約と、たった10条しかない新安保条約、その条文を私を含めてこれまで日本人は、誰もきちんと読んでいなかつたのだ。

上側の旧安保条約・第3条の下線部分は、外務省訳の日本語の条文では「両政府間の行政協定で決定する」と書かれている。だから研究者もみんな、これを条文化された正規の「日米行政協定（the Administrative Agreement）」のことだと、ずっと疑わずに思っていた。

ところが英語の原文は「政府間の行政上の協定（administrative agreements）で決定する」

つまり国会を関与させずに、政府と政府の合意（政府間協定）だけですべて決定すると書かれている*。

加えて最大の問題は、日米安保の規定（行政協定第26条、地位協定第25条）では、その「政府間の合意」をおこなうのが、日本政府とアメリカ政府そのものではなく、日本の官僚と在日米軍の幹部、そう、あの密室の協議機関「日米合同委員会」だということなのだ。

その結果、日本がまだ占領下にあった朝鮮戦争で、米軍が日本の官僚組織に直接指示をあたえて戦争協力させていた体制が、独立後もそのまま温存されることになってしまったのである。

ここまでが旧安保時代の話だ。そしてここからが、問題の新安保条約の話になる。

上の新安保条約・第6条後半を見てほしい。在日米軍の法的権利は、「日米地位協定及び、合意される他の取り決めで決定する」と書かれている。実はこの「合意される他の取り決め」という言葉のなかに、新安保条約の締結後、日米合同委員会でおこなわれることになる密室合意と、加えて安保改定で新設された「日米安保協議委員会」（およびその下部組織）でおこなわれることになる密室合意が、すべて含まれるということなのだ。

この新安保条約の基本構造がわかると、なぜ「討議の記録」という密約の原本から、わざわざ2つの独立した密約（「基地権密約」と「朝鮮戦争・自由出撃密約」）を新たに切り出して、藤山外務大臣にサインをさせ、安保改定後の日米合同委員会と日米安保協議委員会の議事録に編入する必要があったかがわかる。

まず「基地権密約」とは「旧安保時代の米軍の権利は、安保改定後も変わらず続く」という密約だ。その文書が安保改定後の日米合同委員会の議事録に編入された結果、それまで旧安保時代に同委員会でおこなわれてきた膨大な秘密合意がすべて、先の「日米地位協定及び、（今後）合意される他の取り

決めで決定する」という条文にもとづき、国会で批准された日米地位協定の条文と同じ法的効力をを持つことになってしまったのだ。

次に「朝鮮戦争・自由出撃密約」とは「朝鮮戦争が起きたときは米軍の自由出撃を認める」という密約だ。その文書が安保改定で新設された日米安保協議委員会の議事録に編入された結果、それまで主に米軍基地の使用（基地権）についておこなわれていた、日本の国会を関与させない形で米軍が日本の官僚に直接指示を与えるシステムが、朝鮮戦争の再開を前提とした米軍と自衛隊との共同軍事行動（指揮権）の分野にまで拡大されてしまった。

事実その後、国会がまったく関与しないうちに、日本国憲法の規定を超えるような内容を含む第1次・第2次・第3次のガイドライン（「日米防衛協力のための指針」）が、この日米安保協議委員会の下部組織で作られていくことになったのである。

*—アメリカでは条約締結権は大統領にあるが、上院の3分の2以上の賛成を必要とするため、大統領が立法府の承認なく他国と政府間協定（executive agreement）を結ぶ権限が慣例として幅広く確立している。米軍部の考案した日米安保は、この形を使って日本の国会を一切関与させずに日本を軍事利用する体制だった。

輝ける未来のためにすべきこと

このような構造を知ると、せっかく盛り上がりつつある地位協定の改定運動に水をかけるようて大変申し訳ないのだが、いくら地位協定の条文を変えても、新安保条約・第6条後半の「及び、合意される他の取り決め（で決定する）」という部分を削除しないかぎり、なんの意味もないことがわかる。この短い文言のなかにはすでにご説明したとおり、日米合同委員会だけでも（安保改定以前と以後をあわせて）1600回を超える、密室での秘密合意の内容がすべて含まれているからだ。

だから地位協定を本気で改定しようとするなら、必ず新安保条約・第6条から上の下線部分を削除したうえで、改定をおこなう必要がある。つまりそれは非常にミニマムな形ではあるが「安保改定」にならざるをえないということだ。

「いや、地位協定の改定だけでもハードルが高いのに、安保改定なんて絶対無理だよ」とあなたは思うかもしれない。けれどもそんなことは、まったくないのだ。

国会で正式に批准された「日米地位協定の条文」と、過去70年にわたって密室で蓄積された秘密合意が、法的に同じ効力をもつことを定めたこのメチャ

クチャな条文。まともな親米政権をつくって「ここだけは占領期の取り決めが継続してしまったものなので、変えることに同意してほしい」といえば、断ることのできるアメリカの官僚も政治家も絶対に存在しない。

いま東アジアでは、世界史レベルの変化が起こりつつある。昨年（2018年）3月から韓国の文在寅大統領がスタートさせた入念かつ大胆な平和外交が、その巨大な変化を生んでいるのだ。

それに比べて日本の解決すべき課題は、なんとちっぽけなことだろう。

「新安保条約・第6条の一部削除」

「日米地位協定の改定」

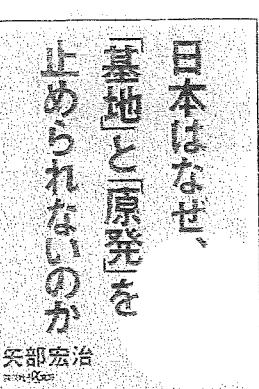
「日米安保の問題については憲法判断しないとした砂川裁判・最高裁判決の無効化」

この3つさえおこなえば、在日米軍を日本の国内法のコントロール下におくことが可能となり、現在の歪んだ日米関係は必ず劇的に改善する。

だからこの「最小限の安保再改定」と「地位協定改定」と「砂川裁判・最高裁判決の無効化」の3つで、まず野党の指導者が合意し、それに自民党の良識派も足並みをそろえてみてはどうか。そして国家主権の喪失という大問題を解決したあと、またそれぞの政治的立場に帰って議論を戻わせればいい。

逆に、ここまで私が説明してきた法的構造を理解した上で、それでもなお、上の3つに怖くて手をつけられないという政治家は、日本という国の政治指導者の座から、すぐに退場させるべきだ。

この本当に小さな変更さえおこなえば、その先に、われわれ日本人が望んでやまない、「みずからが主権をもち、憲法によって国民の人権が守られる、本当の意味での平和国家としての日本」という輝ける未来が、訪れる事になる。



そのことが、現在の私が、『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』を書いた5年前の私に報告したいことなのである。

(以上、詳しくは『知ってはいけない2』講談社現代新書 参照)

2019年5月31日 ちらし作成「アヒンサー」
(ブログ：目からウロコ FC2 アヒンサー)、